則第十六条第一項の規定によつて同法附則第十八条第二項又は第三項の規定により加算する額の支給を停止されている老齢基礎年金について、当該加算額又は老齢基礎年金の支給停止の事由が消滅したとき（法第二十条第一項の規定又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定に該当しなくなつたことにより支給停止の事由が消滅したときを除く。）は、第十七条の七の規定にかかわらず、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出）

第十七条の十　第二号被保険者である共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、六十歳未満であるものに限る。）が、その資格を喪失したとき又はその資格を喪失することなく六十歳に達したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等）

第十八条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号の報告を求めることができる。

3・4　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢基礎年金の受給権者に係る届出等）

第十八条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者

則第十六条第一項の規定によつて同法附則第十八条第二項又は第三項の規定により加算する額の支給を停止されている老齢基礎年金について、当該加算額又は老齢基礎年金の支給停止の事由が消滅したとき（法第二十条第一項の規定又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定に該当しなくなつたことにより支給停止の事由が消滅したときを除く。）は、第十七条の七の規定にかかわらず、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間追加の届出）

第十七条の十　第二号被保険者である共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であつて、六十歳未満であるものに限る。）が、その資格を喪失したとき又はその資格を喪失することなく六十歳に達したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（厚生労働大臣による老齢基礎年金の受給権者の確認等）

第十八条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、老齢基礎年金の受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の報告を求めることができる。

3・4　（略）

（機構保存本人確認情報の提供を受けることができない老齢基礎年金の受給権者に係る届出等）

第十八条の二　厚生労働大臣は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受